

一般府道栗田半島線の通行止について

一般府道栗田半島線の宮津市島陰から田井地区において、海水浴シーズンにおける自動車の接触や転落事故の発生を防ぐため、全面通行止を実施します。

本府道は、道路の幅が狭く離合が困難な区間が存在する道路ですが、夏季には多くの海水浴客などが来訪され、路上駐車により交通に支障を来すことが予想されます。

当所では、夏季期間において自動車の接触や転落事故の発生を未然に防ぐため、下記のとおり全面通行止としますのでお知らせします。

記

- 1 路線名：一般府道栗田半島線
区間：宮津市島陰～田井（下図をご参照ください。）
- 2 規制内容：全面通行止
- 3 期間：令和8年7月1日（水）から
令和8年8月31日（月）まで



【本報道発表に関するお問合せ】

丹後土木事務所 施設保全課 四方課長 電話 0772-22-3245

